

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業の 拡充について

1 目的

東京都において令和 7 年度より、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣を行う区の取り組みに対して、補助上限時間数を年間 288 時間に引き上げる改正が行われた。

この改正を活用して、サービス提供時間数の上限を拡充し、医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）等の健康の保持とその家族の休息及び就労等を促進する。

＜参考＞レスパイト

介護者が、介護で疲れた時に一時的に休息をとること。

2 内容

（１）サービス提供時間の上限

（現 行） 144 時間

（拡充後） 288 時間

（２）対象者 利用登録者数 19 名（令和 7 年 3 月現在）

（参考）以下の要件をすべて満たす方を介護する家族等

- ・医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児（者）、または在宅の医療的ケア児
- ・医療保険などによる訪問看護で医療的ケアを受けている方

（３）適用時期 令和 7 年 4 月 1 日

3 今後の予定

令和 7 年 6 月～ 事業拡充周知（医療的ケア児等コーディネーターによる個別案内、
広報たいとう、区公式ホームページ等）